

ついに、医師の働き方改革に関する政省令等施行 (案) 医師の時間外労働の上限規制適用開始が迫っています

勤務医（常勤・非常勤含む）がいる医療機関、
大学など外部から派遣を受けて「宿日直業務」
を行っている医療機関では、早急な対応が必要です。

2024年
(令和6年)
4月開始

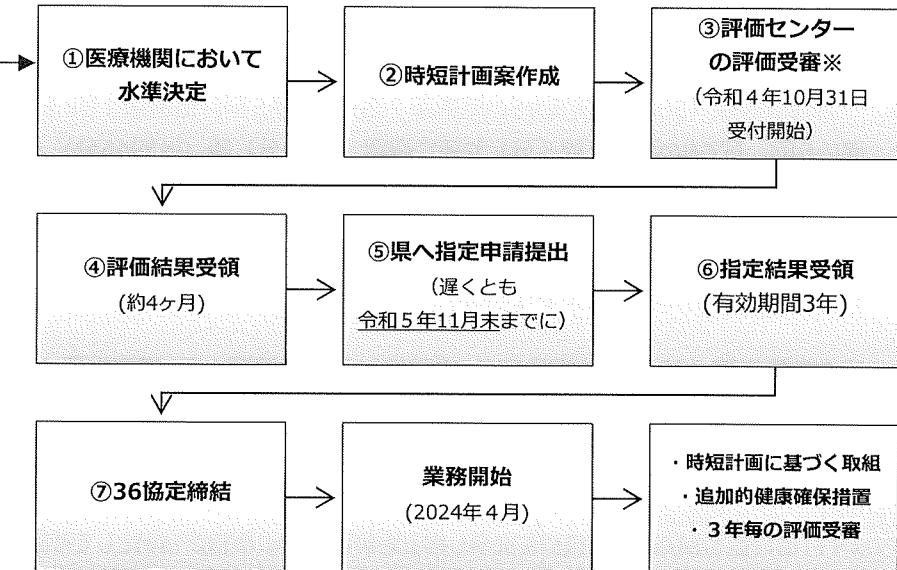
1. 勤務医（常勤・非常勤含む）がいる医療機関

□ 勤務医の時間外労働時間の実態を的確に把握し、自施設（各科）に適用される上限がどれになるか検討をされていますか？

□ 時間外労働時間が年960時間を超えている医師がいる医療機関は、都道府県による特例水準医療機関の指定を受ける必要があります。

2035年度末を目指し特例水準解消

※③の手続きの流れは医療機関勤務環境評価センター(日本医師会内)ホームページをご覧ください。



2. 勤務医（常勤・非常勤含む）がいる医療機関・ 大学など外部から医師の派遣を受けて「宿日直業務」を行っている医療機関

□ 宿直業務を行わせること自体に「宿日直許可」は必要ありません。しかし、許可がなければ、宿日直に関する業務はすべて労働時間となります。そのため、時間外労働上限規制との関係で、自院の勤務医が宿日直業務に従事できなくなる、または大学などからの派遣が受けられなくなる可能性があります。また、派遣されている医師は、勤務間インターバルとの関係で、外勤した翌日に派遣元で働くなくなる可能性があるため、「宿日直許可」を取得する必要があります。

□ 大学などから医師の派遣を受けていても、「宿日直業務」に従事する医師が経営者等の管理者のみである場合は、「宿日直許可」は必要ありません。

宿日直許可事例

- 「救急」や「産科」であることだけを理由に許可対象とならないといったことは誤解です。救急や産科を扱う医療機関でも「宿日直許可」を取得している事例があります。
- 患者さんの多い準夜帯を除いた時間帯など、時間帯を限定した申請も可能です。また、所属診療科、職種、業務の種類（病棟宿直業務のみ等）等を限った申請を行うことができます。
- 宿日直許可の回数については、宿直週1回、日直月1回の原則の例外が認められた事例があります。
- 派遣元で週1回、外勤先で週1回の宿直を行っている場合でも、事業所ごとに認められた回数の範囲内で「宿日直許可のある業務」に従事することができます。

下記の許可事例は許可を取得した事案の一部で、これらの事例以外にも様々な許可を取得した事案があります。事例にそのままあてはまらなければ許可を取得できないというものではありません。そのほかの個別事例もご確認ください。※厚生労働省ホームページ



病棟当直許可事例

【POINT】特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務として定期的な病棟回診等が認められる場合がある。

- ① 救急指定なし（140床・勤務医30名うち派遣29名・内科等6科）宿直週1回、日直月1回、入院患者の容態急変時薬投与1日0-1件5分、大規模病院への移送指示1日0-1件5-10分、死亡確認1日0-1件20分。

ICU・救急許可事例

【POINT】救急等でも対象業務が「特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務」であれば許可される場合がある。

- ① 一次救急病院（50床・他病院からの派遣医7名・内科等5科）宿直週1回、日直月2回、通常の勤務時間と同様の業務は、1か月間に6回、戻もちの診察（約5分）や死亡確認（約10分）等（計約45分）。宿直日ごとの間隔が6日以上開いていない週がみられたものの、1か月間の宿直回数は4回以下であり、また、勤務の労働密度が薄い。
- ② 二次救急病院（350床・勤務医44名・内科等14科）患者数4名のICUにおいて行う「特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務」、休日・夜間の急患には夜勤医が対応。
- ③ 三次救急病院（300床・勤務医47名・内科等31科）宿直週1回、宿直勤務は17時から開始し、17時以降は通常業務には従事しない。救急外来患者のうち軽症者に対する診察等、入院患者の容体の変動への対応を行う。23時以降の対応患者数は年間平均2人/日程度。

許可回数特例

【POINT】宿日直の回数は、宿日直に従事し得る医師の数等の事情が特例として考慮される場合がある。

- ① 救急指定なし（170床・勤務医1名・他病院からの派遣医10名・内科等5科）宿直週2回、入院患者の簡易な診察、看護師への処置・投薬指示を行うのみ。件数は、1日0-1件5-10分程度。勤務医が1名で、僻地に所在し移動手段がない等の事情から、医師確保のための取組を尽くしているものの、受入医の確保が極めて難しく、宿直勤務は軽度又は短時間の業務である。軽度又は短時間の業務である。

精神科事例

- ① 救急指定なし（210床・勤務医5名・派遣医2名）宿直週1回、日直月1回。月1回程度当番病院として対応。入院患者の容体急変への対応、92日中45日1件当たり20分。当番病院の日には新規外来患者に対する電話対応、診察等1日平均30分程度。

産科事例

- ① 救急指定なし（15床・勤務医5名）宿直週1回、入院患者の急変対応（予定より早い分娩対応）月3件1件当たり20分。外来患者の診察、月6件1件当たり10分程度。
- ② 救急指定なし（12床・勤務医5名）宿直週1回、日直月1回。入院・外来患者の分娩対応、宿直で月平均1.4件（最大3件）、日直で月最大1件。1件当たり平均54分。宿直中の帝王切開、年に最大1件約1時間。宿直中の体制では対処できないような緊急の処置が求められる場合は他病院へ搬送。

医師の働き方改革に関する問合せ先

●福岡県医師会：☎092-431-4564 ☎092-411-6858 ✉fpma@fukuoka.med.or.jp

●福岡県医療勤務環境改善支援センター（医業経営・医療労務管理アドバイザーの派遣も可能）：☎092-643-3330

●福岡労働局（宿日直許可申請等に関して）：各労働基準監督署

